

『「太陽光発電の新たな買取制度」について』に対する意見

氏名	特定非営利活動法人気候ネットワーク（団体としての意見） 理事長 浅岡美恵 担当者：豊田陽介
住所	〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305 号
電話番号	075-254-1011
FAX 番号	075-254-1012
電子メールアドレス	kyoto@kikonet.org
意見	<p><意見 1></p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所： 全体・ 意見内容： 発電事業者に対する再生可能エネルギーの固定価格での買取の義務付け、買取対象再生可能エネルギー、買取価格、買取期間を法律に明記して定めるべき・ 理由： 再生可能エネルギー電力買取制度の導入は、エネルギー供給事業者の買取義務、設置者の権利及び一般電力消費者の負担にかかる制度であり、買取条件を法律で定めるべきである。本報告でも、法律で定めるべきであるとしている。 しかしながら、今般、その根拠法として国会に上程されているエネルギー供給構造高度化法律案には、エネルギー供給事業者の買取を義務づける規定も、買取条件の規定もない。すべて、エネルギー供給事業者の措置についての経済産業大臣の告示による判断事項に委ねているにすぎない。経済産業大臣の裁量による仕組みである。これは、法律で定めたことにはならない。 本報告では、固定価格買取制度が、「価格設定を発電事業者にとって十分魅力ある水準に設定すれば、新エネルギーの導入拡大の効果が大きいことは事実である」と述べているが、価格設定だけでなく、買取対象や買取期間の設定においても同様である。発電事業者に対する再生可能エネルギーの固定価格での買取を義務付け、買取対象再生可能エネルギー、買取価格、買取期間を法律に明記して定めるべきである。 <p><意見 2></p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所： 対象について・ 意見内容： すべての再生可能エネルギーを買取の対象とすべきである。太陽光発電電力については、全電力量を対象とすることで、家庭用だけでなく市民共同や公共、事業所での導入促進にもつなげ

るべきである。

・理由：

太陽光発電のみならず風力発電やバイオマス発電、小水力発電など、潜在量が大きい再生可能エネルギーの導入を促進するために、発電事業用も含めて買い取りの対象にするべきである。

余剰電力だけを対象にすると、自家消費率の高いところは投資資金回収が遅れてしまうなど公平性の観点に反するものとなることから、余剰電力に絞るべきではない。省エネインセンティブ効果を期待するのであれば、炭素税など別途有効な対策をとることがむしろ求められる。

また、買取の対象を公共施設や事業所なども含めるべきである。というのも、2008年に出された「新エネルギー政策の新たな方向性」において産業・公共分野においても太陽光発電の設置を進めることを明記されており、こうした分野における普及も重要な課題として提起されている。また、本提案の中で「太陽光発電の普及によるコスト低下と産業の活性化」という狙いを達成するためには、住宅と区別する理由はなく、産業・公共分野における太陽光発電からの買取も住宅の価格と同価格とすべきである。また、市民共同発電所などは潜在量も大きく、また家屋を有しない市民も参加できることから、全電力量を対象とすることでこれらも買取の対象とすべきである。

その上で、事業者のメガワットソーラー等の発電事業目的の取組みについては、当初からの実施は難しくとも太陽光以外の再生可能エネルギーに拡大していくことと合わせて、早急に買取に向けたルール化を進めて行くべきである。

<意見3>

・該当箇所：

買い取り価格と期間

・意見内容：

IPCC 第四次報告書(2007)によると、太陽光発電システムの進歩率は77%と試算されており、「3~5年後に太陽光発電のシステム価格を現在の半額程度にする」には、累積生産量を今後3~5年以内に4倍以上にする必要がある。しかしながら次のような理由から本案の買い取り価格と期間では、その達成は困難と考えられる。

・理由：

現在までの日本の太陽光発電の累積生産量は470万kW程度であることから、今後3~5年で1,900万kW程度の導入量が必要となる。海外向けの出荷量が年間100万kW程度とすれば、5年間では年間300万kW程度、3年間では年間500万kWの導入が求められる計算になる。ドイツの実績から見ても、年間300万kW以上の導入を達成するためには十分な低リスクインセンティブが必要であるが、本案は買取条件に対して以下の問題点があることからその達成は困難と考えられる。

(1) 買取条件(価格および期間)の設定については、明確に「年以内で回収できる設置者にとって無理のない買取条件を定める」と法律で明記し、市場に対して明確なシグナルを発すべきである。

- (2) 回収期間の目処については、15年ではなく10年程度を目処にすべきである。現在、太陽光発電メーカー各社から提供される性能保証は10年間で設定されている。10年以降の性能や不具合は保証されていないため、これは設置者のリスクになる。しかもパワーコンディショナーの寿命は10年とされている。15年の回収期間の設定は、性能の低下や新たな費用負担増大が懸念され、設置者にとってはリスク増大要因となり普及の大きな障害になりうる。
- (3) 買取レベルを適切に精査すべきである。補助金なしで、全発電量を50円で売電しても、初期投資のみ回収年数は15年程度かかる。補助金との組み合わせは、意見4に述べるように不適切であり、実現性の困難さが懸念される。

<意見4>

・該当箇所

買い取り価格と期間

・意見内容

固定価格制度に国の補助金を残したり、自治体の補助金に期待したりすべきではない

・理由

別途、国の補助金を残したり、自治体の補助金をあてにしたりする制度設計は、全体の負担額を少額にしようとするのが目的となり、そのことによって、価格転嫁の相当性を判断するための透明性を欠き、買取価格の魅力が薄れ、本来の目的を達しえないことになりかねない。

太陽光発電設備の設備容量を2020年までに10倍、2030年までに40倍にする目標を掲げているが、それらの太陽光発電設備の導入規模を踏まえれば、毎年度100万kWレベルの申請が行われることが予想され、膨大な数の補助金申請が行われることになるであろう。この場合、太陽光発電に対する補助金の財源は十分確保できうるのかが懸念される。また膨大な補助金申請に対応する事務容量が急増、それに伴う審査費用の増大、審査時間も遅延する可能性もあり、普及の障害になることが懸念される。

こうした補助金申請の必要性は、設置者にとっても時間と労力のかかるものであり、普及の障害となる可能性も懸念される。

<意見5>

・該当箇所

買取費用の負担とその水準

・意見内容

買取費用の負担とその水準については、必要な目標を達成するためのコストを示し、その上でその分担について、既存のエネルギー対策特別会計からの充当や低所得者層などへの配慮も含めて検討すべきである。

・理由

家庭のみならず大規模事業者を含む電力需要家全てが負担することが必要であり、本案はこの点において評価できる。価格負担を軽減するために、買い取り価格や期間を調整するのではなく、

必要な目標を達成するために必要な費用を算出し、その上でその負担をどのように分担するかを検討すべきである。

需要家へ負担を求めると合わせて、需要家の負担を軽減するために、既存のエネルギー対策特別会計からの充当も検討すべきである。

電力需要家における高額な負担については、単に大口需要家への支払負担を免除するのではなく、むしろ CO2 削減のための協定制度などと合わせて、一定目標を達成した事業者に対して、固定価格買取制度の費用負担を軽減する措置とするべきである。

また、低エネルギー生活者や低所得者への配慮も必要であり、最低電力量分の支払免除などの措置についても合わせて検討すべきである

<意見 6>

・該当箇所

買取費用の負担とその水準について

・意見内容

電力会社間の負担平準化の必要性について検討すべきである

・理由

ドイツの旧買取制度でも問題となったが、対象設備が集中する電力会社では、買取による負担が急激に大きくなる懸念がある。こうした電力会社間での負担の不公平さを是正する必要がある。具体的な方策としては、買取電力量およびそれによる負担額をいったん政府で集約し、全小売電力会社の小売電力量に比例して各小売電力会社に負担を配分するようにするべきである。

<意見 7>

・該当箇所

RPS 法における利用目標量の取り扱いについて

・意見内容

再生可能エネルギーの普及を阻害してきた日本型 RPS は撤廃すべきである。

・理由

RPS 法は、再生可能エネルギーの急速な普及を阻害している側面がある。このことは、政府の義務量に対して、供給量が過剰になっている市場動向から明らかである。現在の RPS 市場は買い手市場になっており、電力会社が圧倒的な有利な交渉状態にある。こうした状態は再生可能エネルギー産業への投資インセンティブを損なうものである。政府が掲げる低炭素社会の実現のためには、太陽光のみならず、潜在量の多い風力やバイオマスもさらに普及させることが不可欠である。そのためには、固定価格買取制度の対象を再生可能エネルギーに広げ、再生可能エネルギーの普及を阻害してきた日本型 RPS は撤廃すべきである。